

○築上町総合計画等推進本部設置要綱

令和 7 年 6 月 16 日 告示第 89 号

築上町総合計画等推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 築上町総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合計画等」という。）の策定及び推進に当たり、築上町総合計画等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 総合計画等の推進及び検証に関すること。
- (3) その他総合計画等の策定及び推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 4 本部員は、築上町庁議等会議規程（平成 18 年築上町訓令第 34 号）第 3 条第 2 項に規定する庁議を構成する者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 推進本部は、必要により本部長が指名した者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 推進本部は、第 2 条各号に掲げる事項の個別具体的な調査審議を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 推進本部及び専門部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

(築上町地方創生・人口減少対策本部設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 築上町地方創生・人口減少対策本部設置要綱（平成27年告示第45号）

(2) 築上町総合計画策定委員会設置要綱（平成28年告示第17号）